

分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針の一部を改正する告示案新旧対照条文

分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針
(平成十二年労働省告示第百二十七号) (傍線部は改正部分)

改正案	現行
第1 趣旨 この指針は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「法」という。）第8条（<u>農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第70条の6第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定により、法第2条第1項の分割（以下「会社分割」という。）をする同条第2項の会社（以下「分割会社」という。）及び同条第1項の承継会社等（以下「承継会社等」という。）が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な事項を定めたものである。	第1 趣旨 この指針は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「法」という。）第8条の規定により、法第2条第1項の分割（以下「会社分割」という。）をする同条第2項の会社（以下「分割会社」という。）及び同条第1項の承継会社等（以下「承継会社等」という。）が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な事項を定めたものである。
第3 <u>農業協同組合法に規定する新設分割についての準用</u> 第1及び第2（2の(4)のハの(1)のa及び3の(2)の規定を除く。）の規定は、<u>農業協同組合法第70条の3第1項に規定する新設分割について準用する。</u>この場合において、これらの規定中、「<u>会社法第5編第3章並びに第5章第2節及び第3節</u>」とあるのは	(繰記)

「農業協同組合法第70条の2から第70条の8までの規定」と、「商法等改正法附則第5条」とあるのは「農業協同組合法第70条の6第1項」と、これらの規定（第1及び第2の2の(4)のハの(ホ)の規定を除く。）中「分割会社」とあるのは「分割組合」と、「承継会社等」とあるのは「設立組合」と、「会社分割」とあるのは「新設分割」と、これらの規定（第2の1の(1)のイ及び第2の1の(2)の規定を除く。）中「分割契約等」とあるのは、「分割計画」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1	会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「法」という。）第8条（ <u>農業協同組合法（昭和22年法律第132号）</u> ） <u>第70条の6第2項において準用する場合を含む。</u> ）	<u>農業協同組合法第（昭和22年法律第132号）70条の6第2項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「法」という。）第8条</u>
	<u>法第2条第1項の分割（以下「会社分割</u>	<u>農業協同組合法第70条の3第1項に規定する新設分割（以下「新設分割</u>
	<u>同条第2項の会社（以下「分割会社</u>	<u>同法第10条第2項に規定する出資組合（以下「分</u>

		割組合
	<u>同条第1項の承継会社等</u> <u>(以下「承継会社等</u>	<u>同法第70条の3第2項第</u>
	<u>1号に規定する新設分割</u>	
	<u>設立組合 (以下「設立組</u>	
	<u>合</u>	
<u>第2の1</u> <u>の(1)</u>	<u>分割会社が</u>	<u>分割組合が</u>
	<u>会社法 (平成17年法律第</u>	<u>農業協同組合法</u>
	<u>86号)</u>	
	<u>株式会社にあつては、イ</u>	<u>イ</u>
	<u>日に、合同会社にあつて</u>	<u>日に</u>
	<u>は、ハと同じ日に</u>	
<u>第2の1</u> <u>の(1)のイ</u>	<u>吸収分割契約等</u>	<u>農業協同組合法第70条の</u>
		<u>3第1項の新設分割計画</u>
		<u>(以下「分割計画」とい</u>
		<u>う。)</u>
	<u>法務省令</u>	<u>農林水産省令</u>
	<u>本店</u>	<u>主たる事務所</u>
	<u>株主総会</u>	<u>総会</u>
	<u>の(1)のロ</u>	
<u>第2の1</u> <u>の(2)</u>	<u>法第2条第1項の分割契</u>	<u>分割計画</u>
	<u>約等 (以下「分割契約等</u>	
	<u>」という。)</u>	
	<u>分割契約等に</u>	<u>分割計画に</u>

<u>第2の2</u> <u>の(1)</u>	<u>会社法</u>	<u>農業協同組合法</u>
<u>第2の2</u> <u>の(3)のイ</u> <u>及びロ</u>	<u>分割契約等を締結し、又は</u>	<u>分割計画を</u>
<u>第2の2</u> <u>の(3)のハ</u>	<u>商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号。以下「商法等改正法」という。）附則第5条</u>	<u>農業協同組合法第70条の6第1項</u>
<u>第2の2</u> <u>の(4)のイ</u> <u>の(イ)</u>	<u>会社法</u>	<u>農業協同組合法</u>
<u>第2の2</u> <u>の(4)のイ</u> <u>の(ロ)及び</u> <u>(ハ)</u>	<u>会社は</u>	<u>出資組合は</u>
<u>第2の2</u> <u>の(4)のハ</u>	<u>独立行政法人勤労者退職金共済機構</u>	<u>独立行政法人勤労者退職金共済機構、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13</u>

		<u>年法律第101号。以下「平成13年統合法」という。</u> ） <u>附則第25条第3項に規定する存続組合（以下「存続組合」という。）</u>
<u>第2の2</u> <u>の(4)のハ</u> <u>の(イ)のb</u> <u>の(a)</u>	<u>会社法第2条第30号の規定による新設分割（以下「新設分割」という。）</u> <u>によって設立する会社（以下「設立会社」という。）</u>	<u>設立組合</u>
<u>第2の2</u> <u>の(4)のハ</u> <u>の(イ)のb</u> <u>の(b)</u>	<u>設立会社</u>	<u>設立組合</u>
<u>第2の2</u> <u>の(4)のハ</u> <u>の(ホ)</u>	<u>(ホ) 中小企業退職金共済契約</u> <u>中小企業退職金共済契約は、中小企業退職金共済法第2章の規定に基づき、中小企業者（共済契約者）が、各従業員（</u>	<u>(ホ) 中小企業退職金共済契約</u> <u>中小企業退職金共済契約は、中小企業退職金共済法第2章の規定に基づき、中小企業者（共済契約者）が、各従業員（</u>

被共済者）につき、
独立行政法人勤労者
退職金共済機構（以
下「機構」という。
）と締結する契約で
あり、当該中小企業
者が機構に掛金を納
付し、機構が当該従
業員に対し退職金を
支給することを内容
とするものであるこ
と。また、当該従業
員が機構から退職金
の支給を受けること
は、当該中小企業者
と当該従業員との間
の権利義務の内容と
なっていると認めら
れ、労働契約の内容
である労働条件とし
て維持されるものであ
ること。また、会社
分割により事業主が
異なることとなつた

被共済者）につき、
独立行政法人勤労者
退職金共済機構（以
下「機構」という。
）と締結する契約で
あり、当該中小企業
者が機構に掛金を納
付し、機構が当該従
業員に対し退職金を
支給することを内容
とするものであるこ
と。また、当該従業
員が機構から退職金
の支給を受けること
は、当該中小企業者
と当該従業員との間
の権利義務の内容と
なっていると認めら
れ、労働契約の内容
である労働条件とし
て維持されるものであ
ること。また、新
設分割により事業主
が異なることとなつ

場合であっても、当該会社分割によって労働契約が分割会社から承継会社等に承継される従業員について、共済契約が継続しているものとして取り扱うこととなるものであること。
なお、この場合、承継会社等は機構との間で所定の手続を行う必要があること。

た場合であっても、当該新設分割によって労働契約が分割組合から設立組合に承継される従業員について、共済契約が継続しているものとして取り扱うこととなるものであること。
なお、この場合、設立組合は機構との間で所定の手続を行う必要があること。

(ハ) 特例年金給付

特例年金給付（平成13年統合法附則第25条第4項に規定する特例年金給付をいう。以下同じ。）は、旧農林共済組合（平成13年統合法附則第2条第1項第7号に規定する旧農林共済組合をいう。以下

同じ。）の行う年金
給付等の厚生年金保
険への統合に伴い統
合前に拠出した掛金
に対応する給付のう
ち、職域年金相当部
分について存続組合
が引き続き給付する
ものであり、特例年
金給付の額の算定に
当たって旧農林共済
組合の組合員期間に
厚生年金保険の被保
険者期間を合算する
措置（以下「合算措
置」という。）の適
用を受けるには、厚
生年金保険制度及び
農林漁業団体職員共
済組合制度の統合を
図るための農林漁業
団体職員共済組合法
等を廃止する等の法
律の施行に伴う存続

		<u>組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成14年政令第45号）第5条第2項の規定による農林水産大臣の指定を受ける必要があること。</u> <u>このため、分割がされた場合、設立組合の雇用する労働者が合算措置の適用を受けるには、設立組合が同項の規定による農林水産大臣の指定を受ける必要があること。</u>
<u>第2の3</u>	<u>分割契約等の締結前又は</u>	<u>分割計画の</u>
<u>の(1)のイ</u>		
<u>第2の3</u>	<u>会社法</u>	<u>農業協同組合法</u>
<u>の(1)のロ</u>		
<u>の(イ)</u>	<u>会社は</u>	<u>農業協同組合は</u>
	<u>会社に</u>	<u>農業協同組合に</u>
	<u>については承継会社</u>	<u>については新設する農業協同組合</u>

<u>第2の3</u>	<u>会社法</u>	<u>農業協同組合法</u>	
<u>の(1)のロ</u> <u>の(ハ)</u>			
<u>第2の4</u> <u>の(1)のイ</u>	<u>会社の</u>	<u>出資組合の</u>	